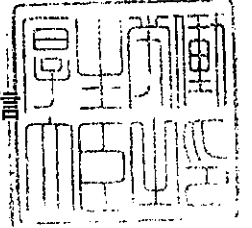


厚生労働省発社援 0227 第 5 号
令和 5 年 2 月 27 日

独立行政法人福祉医療機構

理 事 長 中 村 裕 一 殿

厚生労働大臣 加 藤 勝 信



独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営
に関する目標（中期目標）について（指示）

独立行政法人福祉医療機構の達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）
について、別添のとおり定めたので、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103
号）第 29 条第 1 項の規定に基づき指示する。



独立行政法人福祉医療機構中期目標

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和 5 年 2 月 27 日
厚生労働大臣 加藤 勝信

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

我が国の福祉・医療を巡る環境には、少子高齢化等の進行に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化への対応のほか、人口減少社会の進行等に伴う福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化や地域のつながりの希薄化、デジタル技術の活用による福祉・医療事業者の業務の省力化・効率化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報提供など、政府として取り組むべき喫緊の課題が数多く存在している。

機構においては、これらの諸課題を解決する国の政策効果が最大となるよう、施設整備等の資金融資及び経営指導などの事業者向け支援、サービス利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供など、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域における福祉・医療の向上を目指す民間活動を支援しており、引き続き、国の政策の一翼を担うという使命の下、福祉・医療の向上に資する事業運営に取り組むことが重要である。

2 現状と課題

機構は、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することで得た強みを活かし、国の政策実現に向けて貢献している。

特に、福祉医療貸付事業では、福祉医療経営指導事業による経営診断を通じて得た経営に関するノウハウ等を、新規の融資相談や融資後のフォローアップの際に情報提供することで経営の安定化を支援している。また、福祉医療経営指導事業では、多様な事業を実施することで蓄積した知見と福祉医療貸付事業の融資先から提出される事業報告書（財務諸表等）の分析結果を併せた質の高いセミナーやリサーチレポートを公開している。

このほか、社会福祉振興助成事業や心身障害者扶養保険事業などを含め、機構で実施している各事業の情報発信やデータの授受に当たっては福祉保健医療情報サービス事業で有する W A M N E T 基盤を活用するなど、多様な事業を実

施する強みを活かして、業務の効率的な運営を図っている。

一方で、機構では新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ感染症」という。）の拡大に際し、新型コロナウイルス対応支援資金の融資等を通じて福祉・医療基盤の維持・存続に貢献してきたが、これにより、福祉医療貸付事業における貸付残高は大幅に増加しており、信用リスク管理態勢の強化と取組の効率化を図る必要がある。

3 法人を取り巻く環境の変化

コロナ感染症の拡大の影響により、福祉・医療業界を取り巻く経営環境は大きく変化した。今後は、国民生活のセーフティネット機能でもある福祉・医療基盤の安定したサービスの提供及び質を維持するため、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する経営的側面からの支援の充実が求められている。

また、少子高齢化の進行に伴い就業者数が減少傾向にある中、福祉分野における人材不足は、これまで以上に厳しくなることが想定される。こうした状況において、引き続き、適切なサービスの提供及び質を確保するには、社会福祉施設等職員の待遇改善は必要不可欠であり、退職手当共済事業の安定的な制度運営が求められている。

これらを踏まえ、機構は、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るという目的の下、我が国が抱える福祉・医療の諸課題を解決する国の政策効果が最大となるよう、第5期中期目標期間においては、施設整備等の資金融資や経営指導などの事業者向け支援、保育士や介護人材の処遇改善により地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、全ての利用者等への福祉・保健・医療情報の一元的かつ正確な情報提供を実施するなど、福祉・医療に関する多様な事業を効果的かつ効率的に実施するものとする。

（別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとめり」及び「機構の使命等と目標との関係」

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとめりとする。

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体

制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機児童や特養待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、ICT等の活用、各施設の老朽化への対応・耐震化等、各種課題の解消に向けて福祉・医療基盤の整備を推進する必要がある。

こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することが求められている。

さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うことが必要である。

これらを踏まえ、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

- (2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図ること。

- (3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た

社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウ等を民間金融機関に提供するとともに、協調融資制度の普及に努めつつ、適切な運用を行うこと。

(4) 福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等に適切に対応するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。

(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。

(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努めること。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。

また、毀損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

(8) 福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度 14 回以上実施すること。(第 4 期中期目標期間実績(平成 30 年度から令和 3 年度実績をいう。以下同じ。) 平均: 13.5 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉医療関係団体等との連携強化に係る実績を測る指標として、「福祉医療関係団体等との意見交換会等の実施回数」を採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

②協調融資制度の適切な運用を図るため、民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度 11 回以上実施すること。(第 4 期中期目標期間実績平均: 10.3 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・民間金融機関の福祉医療分野への融資促進に係る実績を測る指標として、

「民間金融機関との勉強会・意見交換会の実施回数」を採用する。

- ・目標水準については、第４期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

③融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度 220 件以上実施すること。（第４期中期目標期間実績平均：216.3 件）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・融資制度の相談に限らず、財務・収支状況や施設の運営方法など経営改善等に資するアドバイスを実施することにより、福祉・医療事業者の様々なニーズに対応した実績を測る指標として、「貸付先等への経営に係るアドバイス件数」を採用する。
- ・目標水準については、第４期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

④今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度 72 貸付先以上に実施すること。（第４期中期目標期間実績平均：71.7 貸付先）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・融資後の貸付債権に対するフォローアップによる経営支援の実績を測る指標として、「今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査の実施先数」を採用する。
- ・目標水準については、第４期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、福祉・医療事業者の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。

こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであることから、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することによりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。

また、福祉・医療事業者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応すること。

- (2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。
さらに、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。

- (3) 経営診断については、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。

- (4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ①セミナーについては、セミナーテーマ数を毎年度10テーマ以上とすること。

(令和2年度及び令和3年度実績平均：10テーマ)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・多様なテーマ設定により訴求力のある有用な情報を福祉・医療事業者等に提供した実績を測る指標として、「セミナーテーマ数」を採用する。
- ・目標水準については、オンライン配信を開始した令和2年度及び令和3年度の実績平均以上の水準を設定する。

- ②施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を毎年度117回以上とすること。(第4期中期目標期間実績平均(コロナ感染症関連の記事引用回数を除く。)：116.8回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、

公表した内容の有用性を測る指標として「マスコミ記事等引用回数」を採用する。

- ・目標水準については、第4期中期目標期間の実績平均（コロナ感染症関連の記事引用回数を除く。）以上の水準を設定する。

③経営診断については、毎年度 342 件以上の診断を実施すること。（第4期中期目標期間実績平均：394.0 件）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・福祉・医療事業者等が抱える課題の解決に資するための個別経営診断の実績を測る指標として、「診断件数」を採用する。
- ・目標水準については、第4期中期目標と同様の水準を設定する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

（１）助成事業の募集に当たっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

（２）助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図ること。

（３）助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させること。

（４）助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努めること。

(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①助成事業が対象とした利用者の満足度（４段階評価のうち最高評価の率）を毎年度 60%以上とすること。（第４期中期目標期間実績平均：67.6%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成を実施した事業の効果を測る指標として、「利用者満足度（最高評価の率）」を採用する。
- ・目標水準については、第４期中期目標と同様の水準を設定する。

②ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度 23 団体以上とすること。（第４期中期目標期間実績平均：22.8 団体）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成先法人等へのガバナンス強化支援の実績を測る指標として、「助成先へのガバナンス強化支援件数」を採用する。
- ・目標水準については、第４期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

③助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（４段階評価のうち最高評価の率）を毎年度 50%以上とすること。（第４期中期目標期間実績平均：48.6%）

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・助成事業の円滑な実施及び事業の継続・発展に繋がる適切な相談・助言を行った実績を測る指標として、「参加者満足度（最高評価の率）」を採用する。
- ・目標水準については、第４期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

4 退職手当共済事業

少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」や地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 52 号）においても、保育や介護の人材確保を目指しているところである。

こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。国

においては「新子育て安心プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の電子化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。

- (4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ①退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度 42 日以内とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均：39.4 日)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当金の給付事務効率化による利用者サービスの向上を測る指標として、「退職手当金の請求書の受付から給付までの平均処理期間」を採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標と同様の水準を設定する。

【困難度：高】

政府において保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が進められるなか、本事業の加入者数の増加に併せ給付処理件数も増加傾向にあり、第 5 期中期目標期間においても業務量の増加が見込まれることから、前中期目標期間と同水準の平均処理期間を維持することは困難度が高い。

- ②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 45%以上とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均：44.5%)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職届作成システムの活用による利用者の利便性の向上及び負担の軽減を測る指標として、「退職届作成システムの利用割合」を指標として採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

- ③退職手当共済制度を広く周知するため、地方公共団体、社会福祉法人、福祉関係団体等の新規広報先数を毎年度 20 件以上とすること。(令和 3 年度実績：19 件)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・退職手当共済制度を広く周知した実績を測る指標として、「新規広報先数」

を指標として採用する。

- ・目標水準については、広報先拡大への取組を開始した令和3年度実績以上の水準を設定する。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、国においては扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対し、毎年度予算編成を経て各地方公共団体とともに必要な財政支援措置を講ずることとし、機構は国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

（1）財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。

（2）扶養保険資金の運用

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

また、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。

さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングしつつ、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直すとともに、扶養保険事業の財政状況の検証に資するた

め、毎年度、生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施及び制度周知

障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、国及び地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- ・ 障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。(第 4 期中期目標期間実績平均:16 回)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による制度周知の実績を測る指標として、「心身障害者扶養共済制度の周知・広報回数」を採用する。
- ・ 目標水準については、第 4 期中期目標と同様の水準を設定する。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

【重要度：高】

全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。

(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。

(2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、

当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM N E T の活用を図ること。

(4) WAM N E T 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

①提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度 8 件以上実施すること。(第 4 期中期目標期間実績平均：7.2 件)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「提供情報の整備充実等に関する取組数」を採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

②年間ヒット件数を毎年度 2 億 1,000 万件以上とすること。(第 4 期中期目標期間実績平均：2 億 946 万件)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「年間ヒット件数」を採用する。
- ・目標水準については、第 4 期中期目標期間の実績平均以上の水準を設定する。

③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を毎年度 80%以上とすること。(新規の指標のため実績なし)

【目標の設定及び水準の考え方】

- ・提供情報の質及び利用者の利便性を測る指標として、「利用者満足度」を採用する。
- ・目標水準については、他の独立行政法人における類似の指標を踏まえ、適切な水準を設定する。

7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。

(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通

しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、第4期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進めること。

- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努めること。
- (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (5) 業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応すること。

また、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努めること。

8 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務については、返済中の利用者に配慮しつつ融資後の年金担保債権及び労災年金担保債権の管理及び回収を行い、業務の終了に向けた適切な措置を講ずること。

なお、当該業務の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努めること。
- (2) 融資後の貸付債権に係る着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。
- (3) 業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講ずること。

9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関す

る法律（平成 31 年法律第 14 号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接に連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

- （１）情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の支援の下、PJMO は情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。

- （２）情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。

2 経費の節減

- （１）業務方法の見直し及び事務の効率化を図りつつ、事業の実施に支障のない範囲で経費の節減に努めること。

なお、中期目標期間中に改廃のある業務については、業務終了に向け経費の節減を図ること。

- （２）公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。

- （３）運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費を除く。）（注）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、令和 4 年度と比べて一般管理費は 15% 程度、業務経費は 5 % 程度の額を節減すること。

（注）貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証

結果や取組状況について公表すること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

なお、運営費交付金の会計処理に当たっては、独立行政法人会計基準に基づき、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3 不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2 内部統制の充実

（1）内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。

また、内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行うことにより、機構の

組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。

- (2) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部)を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講ずることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

3 人事に関する事項

- (1) 男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講ずること。
- (2) 福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図

別添



全世代型社会保障構築会議
(令和3年11月9日内閣総理大臣決裁)

新子育て安心プラン
(令和2年12月21日公表)

高齢社会対策大綱
(平成30年2月16日閣議決定)

地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備

保育の受け皿確保

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

社会福祉施設職員等の待遇改善

地域医療構想に基づく医療体制整備

障害福祉サービス提供体制整備

施設の老朽化への対応

障害者の自立支援

＜福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠＞

国の指示

- ・政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- ・相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。等



独立行政法人福祉医療機構の役割

福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援

○福祉医療貸付事業(貸付件数:12,082件6,775億円)

- ・社会福祉施設、医療施設等に対して、「長期・固定・低利」により施設整備資金等を融資
- ・災害復旧、感染症の拡大等に伴う経営悪化等の緊急時における資金への対応

○退職手当共済事業(支給者数:75,467人)

- 社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対し退職手当金を支給

○年金担保債権・労災年金担保債権管理回収業務(融資残高:323億円)

- 年金担保貸付・労災年金担保貸付にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○経営サポート事業(個別経営診断件数:411件)

- 福祉医療施設経営者に対し経営指導(セミナー、コンサルティング等)を実施し、施設経営を支援

○福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)(ヒット件数:2億5,923万件)

- ・福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供
- ・国の施策に基づく情報公表システムの整備・管理

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務(融資残高:2,532億円)

- 年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

○社会福祉振興助成事業(採択件数:132件6億円)

- 民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成

○心身障害者扶養保険事業(加入者数:58,281人)

- 地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度について、加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険

○一時金支払等業務及び補償金支払等業務(支払額(累計):一時金31億円、補償金113億円)

- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払業務を実施

事業者支援

個人への直接支援

※()内は令和3年度実績

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。

一定の事業等のまとめ

- 1 福祉医療貸付事業(第3-1)
- 2 福祉医療経営指導事業(第3-2)
- 3 社会福祉振興助成事業(第3-3)
- 4 退職手当共済事業(第3-4)
- 5 心身障害者扶養保険事業(第3-5)
- 6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)(第3-6)
- 7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務(第3-7)
- 8 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務(第3-8)
- 9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務(第3-9)

(独) 福祉医療機構 (WAM) の使命等と目標との関係

(使命)

国の政策の一翼を担うという使命の下、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域における福祉・医療の向上を目指す民間活動を支援する。

(現状・課題)

◆強み

○福祉医療経営指導事業による経営診断を通じて得た経営に関するノウハウ等を、福祉医療貸付事業における新規の融資相談や融資後のフォローアップの際に情報提供することで経営の安定化を支援するなど、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することで得た強みを活かした業務運営

◆課題

○新型コロナウイルス対応支援資金の融資等を通じて福祉・医療基盤の維持・存続に貢献してきたが、これにより、福祉医療貸付事業における貸付残高は大幅に増加しており、信用リスク管理態勢の強化と取組の効率化が必要

(環境変化)

○コロナ感染症の拡大の影響により、福祉・医療業界を取り巻く経営環境は大きく変化した中、国民生活のセーフティネット機能でもある福祉・医療基盤の安定したサービス提供・質を維持するため、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する経営的側面からの支援の充実が求められている。

○少子高齢化の進行に伴う就業者数の減少傾向にある中、福祉分野における人材不足はこれまで以上に厳しくなることが想定されており、適切なサービスの提供量及び質を確保するため、社会福祉施設等職員の待遇改善は必要不可欠であり、退職手当共済事業の安定的な制度運営が求められている。

(中期目標)

- 福祉医療貸付事業において、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことを踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。
- 福祉医療経営指導事業における経営診断について、コロナ感染症等の影響により今後経営の悪化が懸念される福祉・医療事業者等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。
- 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。
- 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。